

かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領

平成31年4月1日

告示第26号

改正 令和3年10月25日告示第31号

令和4年4月11日告示第8号

令和5年7月14日告示第21号

令和7年4月30日告示第13号

(目的)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）が発注する建設工事並びに建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量等の業務委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品の購入又は借入れ、製造の請負（建設工事に係るものを除く。）、印刷等の業務委託等（以下「物品等」という。）に係る契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、広域連合企業団の入札参加業者資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が工事事務、物品等に係る事故、不正行為等を引き起こした場合における指名停止等に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 広域連合企業長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 広域連合企業長が指名停止を行ったときは、契約担当者（かずさ水道広域連合企業団財務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第4号）第117条第2項本文に定める者をいう。以下同じ。）は、建設工事等又は物品等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 広域連合企業長は、第1項の規定により指名停止の対象となる有資格業者又は指名停止を受けた有資格業者（以下本項において「行為者」という。）が、指名停止等の対象となる行為の後、会社分割により、他の有資格業者（以下本項において「承継者」という。）へ営業の承継があった場合で、かつ、行為者と承継者が子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2

条第3号の2に規定する子会社等をいう。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。)の関係にある場合には、同じ措置要件により承継者に対しても指名停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 広域連合企業長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 広域連合企業長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 広域連合企業長は、前条第1項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第6号までの措置要件のいずれかに係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第6号までの措置要件のいずれかに再び該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 広域連合企業長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、

前各項及び第5条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 広域連合企業長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

5 広域連合企業長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 広域連合企業長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 広域連合企業長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は広域連合企業団職員が談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第5号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関

係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第3号又は第4号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（建設工事等にあつては第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除き、物品等にあつては第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(5) 広域連合企業団又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

（審査会による審議）

第6条 かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会は、第2条第1項若しくは第3項又は第3条各項の規定により指名停止を行う場合又は第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更する場合においては、あらかじめ審議するものとする。ただし、広域連合企業団の発注した建設工事等又は物品等以外のものについて、措置要件を千葉県、木更津市、君津市、富津市又は袖ヶ浦市に準じて取り扱う場合など、審議の必要がないと認められるときは、この限りでない。

（指名停止の通知）

第7条 広域連合企業長は、第2条第1項若しくは第3項又は第3条各項の規定により指名停止を行ったときは別記第1号様式により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは別記第1号の2様式により、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは別記第1号の3様式により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 広域連合企業長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が広域連合企業団の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 経理課長は、広域連合企業長が第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行ったときは別記第2号様式により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは別記第2号の2様式により、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは別記第2号の3様式により、各課等の長に対し通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が広域連合企業団が発注する建設工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 広域連合企業長は、指名停止を行うまでに至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第11条 広域連合企業長は、指名停止を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月25日告示第31号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年4月11日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年7月14日告示第21号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年4月30日告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに改正後のかずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「指名停止要領」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者は、改正後の指名停止要領別表第2（第11号に係る部分に限る。）の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者とみなす。

別表第1（第2条第1項）

広域連合企業団発注工事等において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 広域連合企業団の発注する建設工事等又は物品等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上 6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 広域連合企業団の発注した建設工事等（以下この表において「広域連合企業団発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上 6か月以内</p>
<p>3 千葉県内における建設工事等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上 3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 広域連合企業団発注工事等の施工又は広域連合企業団の発注した物品等（以下この表において「広域連合企業団発注物品等」という。）の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上 4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 広域連合企業団発注工事等の施工又は広域連合企業団発注物品等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上 6か月以内</p>

<p>害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工又は広域連合企業団における物品等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般物品等」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者又は物品等関係者事故）</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>7 広域連合企業団発注工事等の施工又は広域連合企業団発注物品等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者又は物品等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工又は一般物品等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者又は物品等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>

別表第2（第2条第1項）

贈賄その他の不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（贈賄）</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が広域連合企業団職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認める肩書きを付した役員若しくは実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者（以下「代表役員等」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内</p>

<p>イ 有資格業者の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時建設工事等又は物品等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p>	6 か月以上 1 2 か月以内
<p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	3 か月以上 9 か月以内
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が広域連合企業団以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	逮捕又は公訴を知った日から
<p>ア 代表役員等</p>	6 か月以上 1 2 か月以内
<p>イ 一般役員等</p>	3 か月以上 9 か月以内
<p>ウ 使用人</p>	2 か月以上 6 か月以内
<p>（独占禁止法違反行為）</p>	
<p>3 千葉県内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内</p>
<p>4 千葉県外の区域において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p>	
<p>5 千葉県内において、公共機関が発注した業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内</p>
<p>6 千葉県外の区域において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p>	

7 広域連合企業団発注工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
8 広域連合企業団発注工事等以外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (その他の不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当し、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関し、法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。	1か月以上9か月以内
イ 業務に関し、法令違反等により行政処分を受けたとき。	1か月以上9か月以内
ウ 代表役員等、一般役員等又は使用人が、広域連合企業団職員による不適正な経理処理に関与したとき。	1か月以上9か月以内
エ その他業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	1か月以上9か月以内
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

別 記

第1号様式（第7条第1項）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

指 名 停 止 通 知 書

このたび、 が（の） ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

第1号の2様式（第7条第1項）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

指名停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって の指名停止を行った旨を通知をしたところであるが、このたび下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

第1号の3様式（第7条第1項）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび当該指名停止を解除したので通知する。

記

第2号様式（第7条第3項）

号 外
年 月 日

各 課 等 の 長 様

経 理 課 長

有資格業者の指名停止について（通知）

このことについて、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に定めるところにより、別紙のとおり指名停止を行ったので通知します。

別紙

(停止・変更)

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		

注

- 1 有資格業者名欄には、措置の対象となる業者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 備考欄には、措置（停止・変更）の理由等を記載すること。

第2号の2様式（第7条第3項）

号 外
年 月 日

各 課 等 の 長 様

経 理 課 長

有資格業者の指名停止期間の変更について（通知）

このことについて、さきに 年 月 日付け 号外をもって指名停止
した旨通知したところですが、このたび別紙のとおり当該指名停止期間を変更したので
通知します。

別紙

(停止・変更)

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		

注

- 1 有資格業者名欄には、措置の対象となる業者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 備考欄には、措置（停止・変更）の理由等を記載すること。

第2号の3様式（第7条第3項）

号 外
年 月 日

各 課 等 の 長 様

経 理 課 長

有資格業者の指名停止の解除について（通知）

さきに、 年 月 日付け 号外をもって下記有資格業者の指名停止について通知したところですが、このたび当該指名停止を解除したので通知します。

記

- 1 住 所
- 2 商号又は名称
- 3 代表者氏名